

東北地方年金記録訂正審議会（第9回総会）

日時：令和5年4月11日（火）13：25～

会場：東北厚生局16階会議室（花京院スクエア）

○事務局（湯田課長補佐）

それでは、定刻前ではございますが、只今から、東北地方年金記録訂正審議会第9回総会を始めさせていただきます。なお、本会議の発言については、議事録作成の都合上、録音させていただきますので、あらかじめご了承願います。併せて、東北厚生局ホームページ、Twitter 及び Instagram 掲載用の写真を撮らせていただきますので、こちらにつきましても、ご了承いただきたいと思います。

私は、本日の司会を務めます東北厚生局年金審査課の湯田です。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、配付資料のご確認をお願いいたします。

「議事次第」に続きまして、「資料1 東北地方年金記録訂正審議会の委員構成・部会長」、「参考資料1 地方年金記録訂正審議会規則」、「参考資料2 東北地方年金記録訂正審議会運営規則」、「資料2 令和4年度年金記録訂正請求の受付・処理状況等について」、以上でございます。資料等に不足はございませんでしょうか。

それでは、令和5年度、東北地方年金記録訂正審議会委員の皆様をご紹介します。お手元に配付しております「東北地方年金記録訂正審議会委員名簿」をご覧ください。

名簿には委員の皆様のお名前と所属や役職などの記載がございますが、恐縮でございますが、お名前のみ五十音順にご紹介させていただきます。

○事務局（湯田課長補佐）

荒川委員でございます。

○荒川委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（湯田課長補佐）

木村委員でございます。

○木村委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（湯田課長補佐）

金野委員でございます。

○金野委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（湯田課長補佐）
日下委員でございます。

○日下委員
日下でございます。よろしくお願いします。

○事務局（湯田課長補佐）
香高委員でございます。

○香高委員
よろしくお願いします。

○事務局（湯田課長補佐）
佐瀬委員でございます。

○佐瀬委員
よろしくお願いいたします。

○事務局（湯田課長補佐）
佐藤委員でございますが、本日はご欠席でございます。

○事務局（湯田課長補佐）
鈴木委員でございます。

○鈴木委員
よろしくお願いいたします。

○事務局（湯田課長補佐）
二宮委員でございます。

○二宮委員
よろしくお願いいたします。

○事務局（湯田課長補佐）
平賀委員でございます。

○平賀委員
よろしくお願いいたします。

○事務局（湯田課長補佐）

以上、令和5年度の東北地方年金記録訂正審議会の委員総数は、10名でございます。

続きまして、事務局の出席者をご紹介します。

東北厚生局長の井原でございます。

○事務局（井原局長）

井原でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（湯田課長補佐）

年金管理官の清水でございます。

○事務局（清水年金管理官）

清水でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（湯田課長補佐）

年金審査課長の蒔田でございます。

○事務局（蒔田年金審査課長）

蒔田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（湯田課長補佐）

主任年金記録調査官の伊東でございます。

○事務局（伊東主任年金記録調査官）

伊東です。よろしくお願いいたします。

○事務局（湯田課長補佐）

最後に、私は課長補佐の湯田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に先立ちまして、井原東北厚生局長よりご挨拶申し上げます。

○事務局（井原局長）

局長の井原でございます。本日はよろしくお願いいたします。

昨年度はコロナ禍ということもあり、リモートで事務局として参加をさせていただきました。委員の皆様方とはほぼ1年ぶりの対面ということになりますが、よろしくお願いいたします。

総会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

今期6名の委員の方々に再任をご了承いただきまして、この場をお借りしてお礼申し上げます。また委員の皆様方には、今年度も審議のほど、よろしくお願いいたします。

先程も申し上げましたが、昨年度はコロナ禍にもかかわらず、委員の皆様には熱心にご審議いただき、お礼申し上げます。第1部会、第2部会それぞれ11回開催いたしまして、全体で58件の案

件について審議をいただきました。内訳を申しますと、厚生年金関係が54件、国民年金関係が4件となっております。厚生年金関係54件のうち42件が標準賞与の記録漏れに関するものとなっております。私ども厚生局といたしましても、日本年金機構に対し、事業主に対して重ねての指導の徹底をお願いしているところでございます。

また、年金事務所で受付けた段階で訂正請求書の記載等に不備がある場合がございます。その不備があるかないかを年金事務所の段階で十分に確認いただいて、不備がありますと私どもから年金事務所に返戻します。そうしますと受付から決定までに時間がかかりますので、そういうことがないようにということを含めて、年金事務所にはお願いをしているところでございます。ちなみに、昨年度の返戻が2割弱、19%ということで、私どもはこれをさらに減らしていきたいと思っているところでございます。

今更申し上げるまでもございませぬけれども、年金記録の訂正は年金の受給額に関係する非常に重要なものであります。年金記録の確認、それから記録訂正の手続きなどにつきましても、日本年金機構と共に私どもも周知を図っているところであります。

委員の皆様方には引き続きご審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の総会、よろしくお願いいたします。

○事務局（湯田課長補佐）

続きまして、東北地方年金記録訂正審議会日下会長より、ご挨拶を頂戴いたします。

○日下会長

昨年、会長に再任されました弁護士の日下でございます。本日の総会を進めるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

この審議会は、国民の老後の生活を支える年金の記録を適正なものとするために開催されるものであります。この3年間は、新型コロナウイルス感染症対策を受けて、感染を避けるための工夫をしながら審議を続けて参りましたが、ようやく感染者数が減少するなどの沈静化の傾向が現れ、感染症対策も緩和されるようになったため、今後の審議会の運営も次第に正常化していくことが見込めるようになってきました。

最近では、審議会にかかる事案の数が少なくなり、審議会の開催数も減少しているというものの、中にはかなり難しい事案もあるため、これからも身を引き締めて、事案の特性に配慮した慎重な審議を進めていく必要があると思っております。

年金記録の訂正を求める方々は、老後の生活不安などの切実な思いとそれぞれが抱える個別の事情が背景にあり、審議会においては、請求者の思いを真摯に受け止めて丁寧な審議を行うことが求められております。

審議に当たり、事前に事務局が行っている詳しい調査と各種資料の作成と準備には、毎回頭が下がる思いをしております。今後も事務局と委員の皆様のお力添えをいただきながら、審議会の運営を続けていきたいと思っておりますので、引き続き皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

○事務局（湯田課長補佐）

ありがとうございました。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。ここからの議事進行は、日下会長にお願いいたします。日下会長、よろしくお願いいたします。

○日下会長

それでは、これより議事進行をさせていただきます。

まず、事務局の方から、本日の出席状況、それから会議の成立についてのご報告をお願いいたします。

○事務局（蒔田年金審査課長）

本日の総会は委員総数 10 名に対しまして、9 名の委員にご出席をいただいております。これは、参考資料 1 の地方年金記録訂正審議会規則第 7 条第 1 項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

○日下会長

ありがとうございました。それでは議事に入る前に、前後しますけれども本日の会議の公開・非公開の取扱いについて判断いたします。

参考資料 2 の東北地方年金記録訂正審議会運営規則第 9 条の規定では、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる」とあります。

議題の「(1) 東北地方年金記録訂正審議会の会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」は、公開といたします。

また、議題の「(2) 令和 4 年度年金記録訂正請求の受付・処理状況等について」は、これまでも公開しており、公開することにより審議会の運営や事務手続きに支障を来すような内容ではないため、公開といたします。

議題の「(3) その他」で予定されております「事務局からの連絡事項」については、本審議会の運営に支障を来す可能性がある内容が含まれていることが考えられますので、非公開とします。

次に事務局は、参考資料 2 の東北地方年金記録訂正審議会運営規則第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定により議事要旨を作成し、会議資料と併せて東北厚生局ホームページで公開するとともに、同条第 3 項の規定により、議事録を作成してください。

また、同条第 4 項の規定により、議事録の署名人として、金野委員と二宮委員の 2 名を指名しますので、事務局は、議事録の整理ができ次第、私と金野委員、二宮委員に議事録を送付し、確認の上、署名してもらってください。金野委員、二宮委員は、よろしくお願いいたします。

会議の公開、非公開等につきまして、ご質問等がございますでしょうか。

特にございませんか。ないようでしたら、早速議題に入らせていただきます。

【 審議会の会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について 】

○日下会長

議題の「(1) 東北地方年金記録訂正審議会の会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」です。

会長代行につきましては、参考資料1の地方年金記録訂正審議会規則第5条第3項において「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う」とされております。

また、第6条第2項において「部会に属すべき委員等は、会長が指名する」、第3項において「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する」とされております。

以上のことを踏まえ、当審議会規則に基づき、私の方で会長代行、部会に属すべき委員、部会長を指名させていただきます。

配付しております「東北地方年金記録訂正審議会委員構成・部会長」をご覧ください。

まず、会長代行につきましては、引き続き鈴木委員を指名いたします。鈴木委員におかれましては、私に事故があったときや会長が欠けているときは、会長代行としての職務をお願いしたいと思います。

よろしいですか。

○鈴木委員

はい。

○日下会長

続きまして、部会に属すべき委員及び部会長を指名します。第1部会は、荒川委員、金野委員、佐瀬委員、二宮委員と私の5名で構成し、部会長は私といたします。第2部会は、香高委員、木村委員、佐藤委員、鈴木委員、平賀委員の5名で構成し、部会長には香高委員を指名いたします。

会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名は以上です。

今後、地方年金記録訂正審議会総会の開催は、必要な都度、私が招集し、各部会の開催は部会長が招集いたします。

委員の皆様におかれては、只今私が指名いたしました部会長の下で、東北厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、参考資料1の地方年金記録訂正審議会規則第6条第5項において、「部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」と定められておりますので、今後開催されるそれぞれの部会において、部会長は部会長代理を指名してください。

只今ご説明いたしました議題(1)について、ご質問などがございましたらご頂戴いたしたいと思っております。

特にございませんね。それでは次に移りたいと思っております。

【 令和4年度年金記録訂正請求の受付・処理状況等について 】

○日下会長

それでは、議題の「(2) 令和4年度年金記録訂正請求の受付・処理状況等について」、事務局から説明をいただきます。お願いいたします。

○事務局（蒔田年金審査課長）

はい。それでは、「議題(2) 令和4年度年金記録訂正請求の受付・処理状況について」、資料2を使ってご説明させていただきます。会議時間短縮のため、ポイントを絞ってご説明いたします。

まずは、東北厚生局管内の状況についてでございますが、2ページをご覧ください。こちらの表及び棒グラフにつきましては、総務省に第三者委員会が設置された平成19年度当時の、東北厚生局管内における受付状況の推移になっております。受付件数についてはご覧のとおり、平成21年度をピークに22年度までは3千件を超えていましたが、その後は減少し、年金審査課が設置された平成27年度の受付件数は415件、その後も400件台で推移をしまして、令和2年度からは3年連続で減少しております。

続いて3ページ、こちらは処理件数の推移でございます。取下げ件数も含んでおりますが、平成20年度をピークに、年金審査課が設置された平成27年度の処理件数は178件、その後も減少しながら推移し、令和3年度は84件、4年度は68件となっております。令和4年度を取下げ10件を除いた58件の内訳につきましては、先程局長挨拶の中でお話し申し上げたとおりでございます。

続いて4ページをご覧ください。この表のうち、①は令和4年度における管内6県の事案の受付・処理状況を県別にまとめたものでございます。こちらをご覧くださいと、(H)のところですね、決定件数のところを見ていただきますと、宮城県の分が東北6県の半数以上を占めているという状況でございます。それから下段の②③④には部会の開催状況、処理件数、平均処理期間を載せております。平均処理期間につきましては87.9日で、標準処理期間の103日以内での決定ができております。改めまして、委員の皆様方のご尽力にお礼を申し上げます。

続いて5ページをご覧ください。こちらは東北厚生局管内における口頭意見陳述の実施状況、審査請求及び訴訟の状況を載せております。口頭意見陳述につきましては令和2年度以降実施をしておりません。参考の数値になりますが、令和3年度は、全国で4件の口頭意見陳述が実施をされている状況でございます。

審査請求につきましては、厚生年金保険の請求が4件ありまして、今現在未裁決という状況になっております。

また、訴訟案件につきましては、3月に1件が終結となり、現在、東北厚生局で対応している訴訟案件はないという状況でございます。

続きまして、6ページから8ページを使ってご説明を申し上げます。こちらは厚生労働省のホームページにおいて毎月更新、公表されている全国版の資料でございます。

6ページは訂正請求にかかる全国での受付・処理状況でございます。記載されている件数は令和5年2月の単月と、年金記録訂正業務が総務省から厚生労働省に移行となった平成27年3月から令和5年2月までの累計件数となっております。令和5年2月の状況について、こちらをしてみると、国民年金の受付件数が厚生年金保険に比べて少なく、なおかつ、全て不訂正決定という状況になっ

ているのが見て取れるかと思います。

続いて7ページにつきましては、令和5年2月分、8ページは平成27年3月から令和5年2月までの各厚生(支)局、分室ごとの受付・処理件数を制度別に区分したものになります。こちらの状況は東北と大きく変わりませんので、後ほどご覧いただければと存じます。

9ページ以降の資料につきましては、昨年の12月に開催されました第10回社会保障審議会年金記録訂正分科会の資料を一部抜粋したものですので、こちらについて何点かご説明いたします。

なお資料中、令和4年度分につきましては、下期を含めた令和4年度全体の件数がまだ集計されておりませんので、令和4年度のみ上期の概況ということになります。

それでは12ページをご覧ください。12ページの上段の表につきましては、年金事務所窓口で受付した訂正請求書の件数と、その割合を年度別、制度別等に区分したものでございます。国民年金の受付件数は平成27年度から毎年減少しています。一方で厚生年金保険につきましては、平成30年度までは減少が続いていましたが、令和元年度からは増加に転じています。増加の要因としまして、厚生年金保険の一括請求の件数が増加していることから、標準賞与額ですとか標準報酬月額に係る届出漏れや届出誤りによる訂正請求が増加していると考えられます。

また、制度別に見ますと、厚生年金保険に係る訂正請求の割合は95%を超えており、圧倒的に厚生年金保険事案が多いという結果になっております。

下段の棒グラフにつきましては、地方厚生(支)局、分室別の令和2年度と3年度の受付件数の比較になります。先程、上の段で令和3年度の受付件数は増加したと申し上げましたが、棒グラフを見ると、東北厚生局ほか4つの厚生局、分室が前年度に比べて減少という表になっております。

続いて15ページをご覧ください。こちらは制度別・処理事案別の処理件数になります。右側の処理事案別件数では、機構処理事案が81%に対して厚生局処理事案は19%という比率になっています。こちらの処理件数の詳細につきましては13ページに載せていますので、後ほどご覧いただければと思います。

続いて20ページをご覧ください。こちらは厚生局が処理した請求期間の分類別の処理件数でございます。厚生年金保険事案では、①の標準賞与額に係る訂正請求が、厚生年金保険事案全体の65%以上を占めているということが分かります。参考までに東北厚生局の処理状況を申し上げますと、厚生年金保険の処理件数のうち、標準賞与額に係る訂正請求の割合は77.7%という数字になってございます。

続いて21ページをご覧ください。左側の表は厚生局が処理した訂正請求期間の分類別の処理件数に対する訂正・不訂正の処理決定件数、右側はその訂正決定率になります。①の標準賞与額に係る訂正決定率は90%前後と高くなっており、厚生年金保険事案全体の訂正率を押し上げているという状況がよく分かるかと思います。

その後23ページには、厚生局別の部会の開催状況、口頭意見陳述の実施状況等を載せておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、大変早足になりましたけれども、令和4年度訂正請求の受付・処理状況についてのご報告でございます。以上でございます。

○日下会長

ありがとうございました。それでは委員の皆様から、ご質問・ご意見などがございましたら頂戴

いたしますので、よろしくお願いいたします。

○香高委員

今お話しがありましたけれども、審理の中では、事業所からの賞与についての記載漏れ、それが欠けているということで請求件数が相当多いように感じております。これについては、やはり事業所の方で認識不足、それから結局賞与について何らその請求をしていないと、届出をしていないということが多いようですので、これについては年金事務所の方で本当に賞与を支給してないのかどうかというような、そういう注意喚起を行っていただくとこの件数が相当減るんじゃないかと思っている次第ですので、そこのところは年金事務所の方に色々ご指導いただければと思った次第です。

あともう1点はですね、事案の中には特に経営困難に陥った医療法人や法人病院、こういったところを引き受けた医療法人社団が作為的に、賞与を従業員には支給しておきながら、実は賞与ではないと、貸金なんだというような何らかの手当なんだということで、これについては賞与としての支給には当たらないというような主張をして、結局は届出をしていないという事案を何件か拝見しています。これなんかは故意に、言わば賞与ではないと偽って国へ対するその納付を怠っているというような事案ですので、これについては全くの抜本的な対策と、特に罰則とかそういうものを設けるとかの立法措置が必要なんではないかと思った次第です。

以上2点が、私が担当していた中で気づいた点です。それについて、ご配慮いただければと思った次第です。

○日下会長

今の質問について、ご説明するようなことはありますか。

○事務局（井原局長）

はい。1点目の事業主に対する指導の徹底という点につきましては、先程私の挨拶の中でも申し上げましたけれども、年金機構に対して、事務所に対する指導の徹底をお願いしているところでありまして、今月もまた定期的な年金機構との打ち合わせの会議がありますので、再度その点を徹底するようお願いしたいと思います。

それから2点目の悪質な事業主に対する何らかの措置という点でございますけれども、昨年度、やはり刑法を含めての訴追等が可能かどうかという点について、本省にも検討を依頼しているところでありまして、なかなか前例もないということで難しいということとございますけれども、本省で検討中でございます。

さらに、今、部会長からありました事案につきましては、医療法人が事業主ということもありまして、医療法関係の他法で、何らかの行政措置なりが取れないかという点も含めまして、これもなかなか難しい面がありますけれども、本省と今、検討しているところでございます。その検討の状況なり結果なりが分かりましたら、また部会等で報告申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○日下会長

ありがとうございました。

○香高委員

はい。ありがとうございます。

○日下会長

他にはございませんかね。

よろしいですか。

それではですね、次に移りたいと思います。

【 その他 】

○日下会長

次の議題の「(3) その他」になりますが、これにつきましては、先程お話ししましたとおり、議事と資料は非公開とします。

傍聴の方はいらっしゃいませんね。

はい、よろしいですね。

それでは、事務局から資料を配付の上、説明をお願いいたします。

《以降非公開》